

新型コロナウイルス感染症に係る保育所等の登園基準について

白石町内の保育施設の利用については、次のとおり対応させていただきますので、感染拡大を防ぐためのご理解とご協力をよろしくお願いいたします。

登園の基準について

登園前に、子どもの体温計測の徹底をお願いします。

①から②のいずれかに該当する場合は、登園をお控えください。

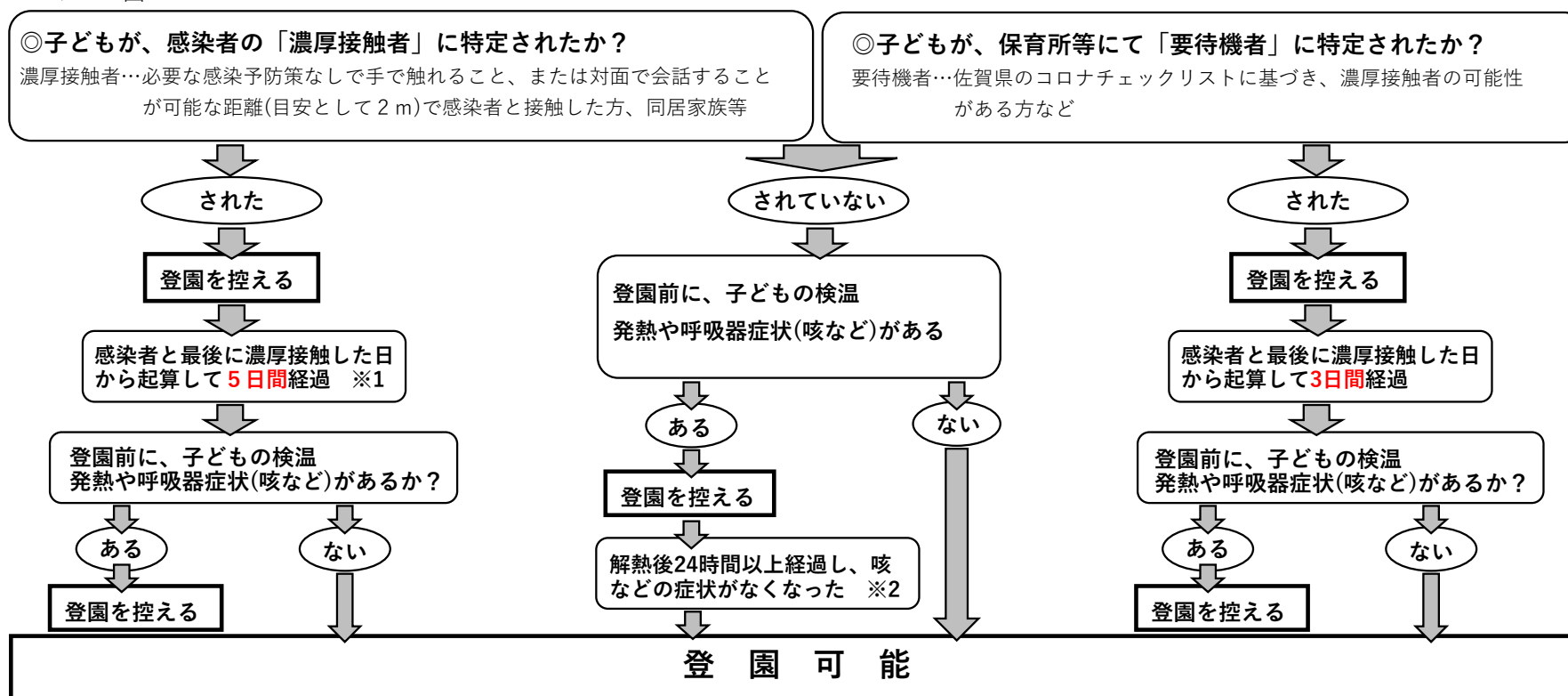
① 子どもが感染者の濃厚接触者又は要待機者に特定された場合

(登園を避ける期間の基準：濃厚接触者…感染者と最後に濃厚接触した日から起算して5日間、要待機者…3日間)

②登園前に子どもの体温を計測し、発熱や呼吸器症状(咳など)が認められる場合

(登園を避ける期間の基準：解熱後24時間以上経過し、呼吸器症状が改善傾向となるまで)

フロー図



※1 陽性者の発症日(検体採取日)と同時に感染対策を開始した場合

※2 まん延防止等重点措置の期間は可能な限り解熱後3日間は登園を避けていただくようお願いします。